

# 事業系ごみとは

事業活動から出たごみは「事業系ごみ」と呼んでいます。

## 事業活動とは…

オフィス、商店、飲食店及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、病院、薬局、官公庁の公共サービス、農業など、あらゆる活動が含まれます。

# 事業者の責務

事業系ごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」にて、次のように事業者の責務が規定されています。

1

事業活動に伴う廃棄物は、自らの責任で適正処理する。

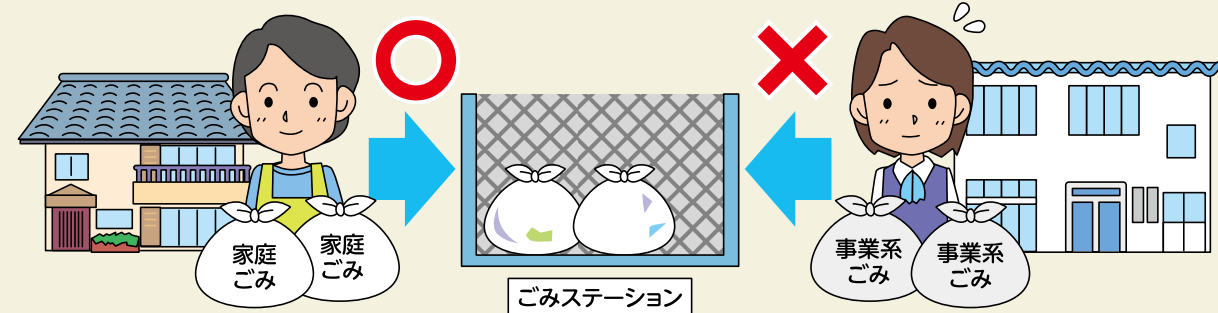
2

事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行うことでその減量に努める。

3

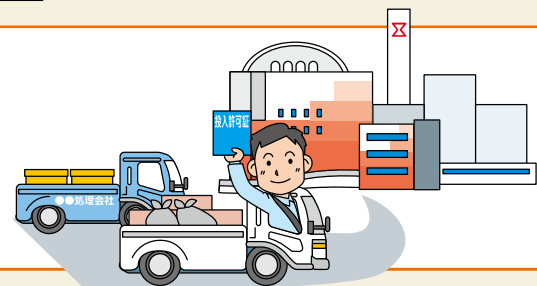
廃棄物の減量、適正な処理の確保に関し、市の施策に協力する。

事業系ごみを、ごみステーションに不適正に持ち出す、あるいは家庭ごみと称して市の施設へ搬入するなど、事業者の責務を全うしない行為は、**不法投棄に該当し、罰則が適用**される場合があります。



## 事業系ごみは…

民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、投入許可を取得し、自ら資源化センターへ搬入(有料)してください。



### ■ その他の事業者の責務(法・条例に規定されているもの) ■

公共施策への協力	ごみの減量、適正な処理の確保等に関し、市が行う施策に協力しましょう。
処理基準の遵守	産業廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。
委託基準の遵守	自らその産業廃棄物の運搬、処分をすることができない場合は、委託基準に従って、許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。

# 事業系ごみの分類…まずはしっかり分別

事業系ごみは、ごみの種類や発生場所などから「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。それぞれ、処理の方法が異なりますので、正しく分別し適正に処理してください。

